

5.2 基本事項の整理

5.2.1 環境基準類型指定状況の整理

布目ダム湖は、平成16年より湖沼A類型及びII類型（全窒素の項目の基準値を除く）に指定されている。

また、布目ダムがある布目川（奈良県の区域に属する水域で布目ダム湖を除く）は、平成5年に河川A類型に指定されている。なお、布目ダム流入支川の深川は環境基準の類型指定がなされていない。

表 5.2.1-1 生活環境の保全に関する環境基準
(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改正平15環告123)

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる）

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

（備考） 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うもの）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 5.2.1-2 水質環境基準（健康項目）
（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、改正平 15 環告 123）

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
フッ素	0.8mg/l 以下
ホウ素	1mg/l 以下
（備考）	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 3 4 略	

表 5.2.1-3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁
（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
（改正 環境省告示第 46 号、平成 14 年 7 月 22 日）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

表 5.2.1-4 布目ダムにおける環境基準

1) 布目ダム湖全域

環境基準 類型区分	類型指定年	項 目				
		pH	COD	SS	DO	大腸菌群数
湖沼A	平成16年	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN /100ml以下
		全窒素	全リン			
湖沼II	平成16年	—	0.01mg/L以下			

2) 布目川 (奈良県の区域に属する水域で布目ダム湖を除く)

環境基準 類型区分	類型指定年	項 目				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
河川A	平成5年	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN /100ml以下

表 5.2.1-5(1) 分析方法(水質その1)

単位:mg/l

項目	分析方法	報告下限	定量下限	備考
濁度	上水試験方法 3.2.4 積分球式光電光度法	0.0	0.1	
DO	JIS K 0102 32.1 ウィンクラーアジ化ナトリウム変法	0.0	0.1	
PH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	-	-	
BOD	JIS K 0102 21 一般希釈法	0.0	0.1	
COD	JIS K 0102 17 硝酸銀法	0.0	0.1	
SS	環境庁告示第 59 号 付表 8 GFP ろ過法	0.0	0.1	
大腸菌郡数	環境庁告示第 59 号 別表 2 備考 4 最確数法	有効数字 2 桁	-	
T-N	自動分析 ペルオキシ 2 硫酸カリウム分解 Cd-Cu 還元法	0.000	0.01	
NH ₄ -N	自動分析 インドフェノール青法	0.000	0.01	
NO ₂ -N	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.000	0.001	
NO ₃ -N	自動分析 Cd-Cu 還元法	0.000	0.01	
T-P	自動分析 ペルオキシ 2 硫酸カリウム分解 アスコルビン	0.000	0.001	
PO ₄ -P	JIS K 0102 46.1.2 モリブデン青法	0.000	0.001	
クロロフィル A	上水試験方法 27.2 アセトン抽出吸光光度法	0.0 μg/l	0.1 μg/l	
トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号 トリハロメタン生成能	0.0000	0.001	各 4 態共通
2-MIB	上水試験方法 13.2 パーミアンドトラップ GS-MS 法	0ng/l	5ng/l	
ジオスミン	上水試験方法 13.2 パーミアンドトラップ GS-MS 法	0ng/l	5ng/l	
フェオフィチン	上水試験方法 27.2 アセトン抽出吸光光度法 備考 2	0.0 μg/l	0.1 μg/l	
D・T-P	ろ過後 T-P に同じ	0.000	0.001	
D・PO ₄ -P	ろ過後 PO ₄ -P に同じ	0.000	0.001	
糞便性大腸菌郡数	上水試験方法 2.3.2 MFC 寒天培地法	有効数字 2 桁	-	
カドミウム	JIS K 0102 55.4 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
全シアン	自動分析 リン酸蒸留 4-ピリジンカルボン酸法	0.00	0.005	
鉛	JIS K 0102 54.4 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.000	0.01	
ひ素	上水試験方法 17.5 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
純水銀	環境庁告示第 59 号 付表 1 還元気化循環法	0.00000	0.0005	
アルキル水銀	環境庁告示第 59 号 付表 2 ガスクロマトグラフ法	0.0000	0.0005	
PCB	環境庁告示第 59 号 付表 3 ガスクロマトグラフ法	0.0000	0.0005	
ジクロロメタン等 ^{※1}	JIS K 0125 5.1 GS-MS 法	0.0000	0.0001	
チラウム	環境庁告示第 59 号 付表 4 固相抽出 HPLC 法	0.0000	0.0002	
シマジン、 チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号 付表 5 の第 1 固相抽出 GS-MS 法	0.0000	0.0001	
セレン	上水試験方法 18.5 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
フッ素	環境庁告示第 59 号 付表 6 イオンクロマトグラフ法	0.0	0.05	
ホウ素	上水試験方法 4.3 ICP 質量分析法	0.0	0.01	

※ ジクロロメタン等とは、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン以上の 11 物質を指す。

※「報告下限」とは、「少なくともこの数値まで明確に測定して報告をして下さい」と要求する意図をもって設定する数値であり、報告を受け取る側が設定する数値である。

表 5.2.1-5 (2) 分析方法(水質その2)

単位:mg/l

項目	分析方法	報告下限	定量下限	備考
N-ヘキササン抽出物質	JIS K 0102 24.4 抽出法	0.0	0.5	
クロロホルム等 ^{※2}	環水規模 121号 付表1の第1 GS-MS 法	0.0000	0.0001	
イソキサチオン等 ^{※3}	環水規模 121号 付表2の第1 固相抽出 GS-MS 法	0.0000	0.0001	
オキシシン銅	環水規模 121号 付表3 固相抽出 HPLC 法	0.000	0.001	
ニッケル	上水試験方法 14.5 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
銅	JIS K 0102 52.5 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
亜鉛	JIS K 0102 53.4 ICP 質量分析法	0.000	0.001	
総クロム	JIS K 0102 65.1.5 ICP 質量分析法	0.00	0.01	
フェノール類	自動分析 4-アミノアンチピリン法	0.000	0.005	
溶解性鉄	河川水質試験方法(案) 31. 参考法 2 ICP 質量分析法	0.00	0.01	
溶解性マンガン	JIS K 0102 56.5 ICP 質量分析法	0.00	0.01	
粒度分布	レーザー法	小数点第1位	-	
D・T-N	ろ過後 T-N に同じ	0.000	0.01	
マイクロキスティン	上水試験方法 15.3 LC/MS 法	小数点第2位	0.01	
植物プランクトン	同定・定量	-	-	
D・BOD	ろ過後 BOD に同じ	0.0	0.1	
D・COD	ろ過後 COD に同じ	0.0	0.1	
TOC	JIS K 0102 22.1 燃烧酸化-赤外線式 TOC 分析法 備考 1	0.0	0.1	
電気伝導度	JIS K 0102 13	0.00	-	

※クロロホルム等とは、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン以上の6物質を指す。

※イソキサチオン等とは、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、クロロタロニル、プロピザミド、ジクロロボス、フェノルカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、EPN以上の11物質を指す。

※「報告下限」とは、「少なくともこの数値まで明確に測定して報告をして下さい」と要求する意図をもって設定する数値であり、報告を受け取る側が設定する数値である。

表 5.2.1-5 (3) 分析方法(底質その1)

単位:mg/kg

項目	分析方法	報告下限	定量下限	備考
強熱減量	底質調査方法 4	0.0%	-	
COD	底質調査方法 20	0mg/g	-	
T-N	底質調査方法 18.1 中和滴定法	0.00mg/g	0.023mg/g	
T-P	底質調査方法 19.1 吸光光度法	0.00mg/g	0.0125mg/g	
硫化物	底質調査方法 17	0.00mg/g	-	
鉄	底質調査方法 10.1 原子吸光光度法	0	6	
マンガン	底質調査方法 11.1 原子吸光光度法	0	2	
カドミウム	底質調査方法 6.2 原子吸光光度法	0.00	0.05	
鉛	底質調査方法 7.2 原子吸光光度法	0.0	1.0	
六価クロム	底質調査方法 12.3.1 吸光光度法	0.00	7.5	
ひ素	底質調査方法 13.2 原子吸光光度法	0.00	0.25	
純水銀	底質調査方法 5.1.2 原子吸光光度法	0.000	0.01	
アルキル水銀	底質調査方法 5.2 ガスクロマトグラフ法	0.000	0.001	
PCB	底質調査方法 15 ガスクロマトグラフ法	0.0	0.01	
チラウム(湿泥)	環境庁告示第59号 付表4に準拠	0.000	0.01	
シマジン、チオベンカルブ(湿泥)	環境庁告示第59号 付表5の第1に準拠	0.000	0.005	
セレン(湿泥)	JIS K 0102 67.3 に準拠	0.00	0.25	
粒度組成	JIS A 1204	0.0%	-	
PH	遠心分離等による間隙水の測定(ガラス電極法)	-	-	
銅	底質調査方法 8.1 原子吸光光度法	0.0	1.6	
亜鉛	底質調査方法 9.1 原子吸光光度法	0	1	
総クロム	底質調査方法 12.1.2 原子吸光光度法	0	5	

※「報告下限」とは、「少なくともこの数値まで明確に測定して報告をして下さい」と要求する意図をもって設定する数値であり、報告を受け取る側が設定する数値である。

表 5.2.1-5 (4) 分析方法(追加項目)

単位:mg/l

項目	分析方法	報告下限	定量下限	備考
硝酸及び亜硝酸窒素	計算(N03-N+N02-N)	-	-	
マンガン	JIS K 0102 56.5 ICP 質量分析法	0.00	0.01	
マイクロキスティン	イライザー法	小数点第2位	0.15	
ダイオキシン(水質)	JIS K 0312	-	-	
ダイオキシン(底質)	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル	-	-	
乾燥減量(底質)	底質調査方法 4	0.0%	-	

※「報告下限」とは、「少なくともこの数値まで明確に測定して報告をして下さい」と要求する意図をもって設定する数値であり、報告を受け取る側が設定する数値である。

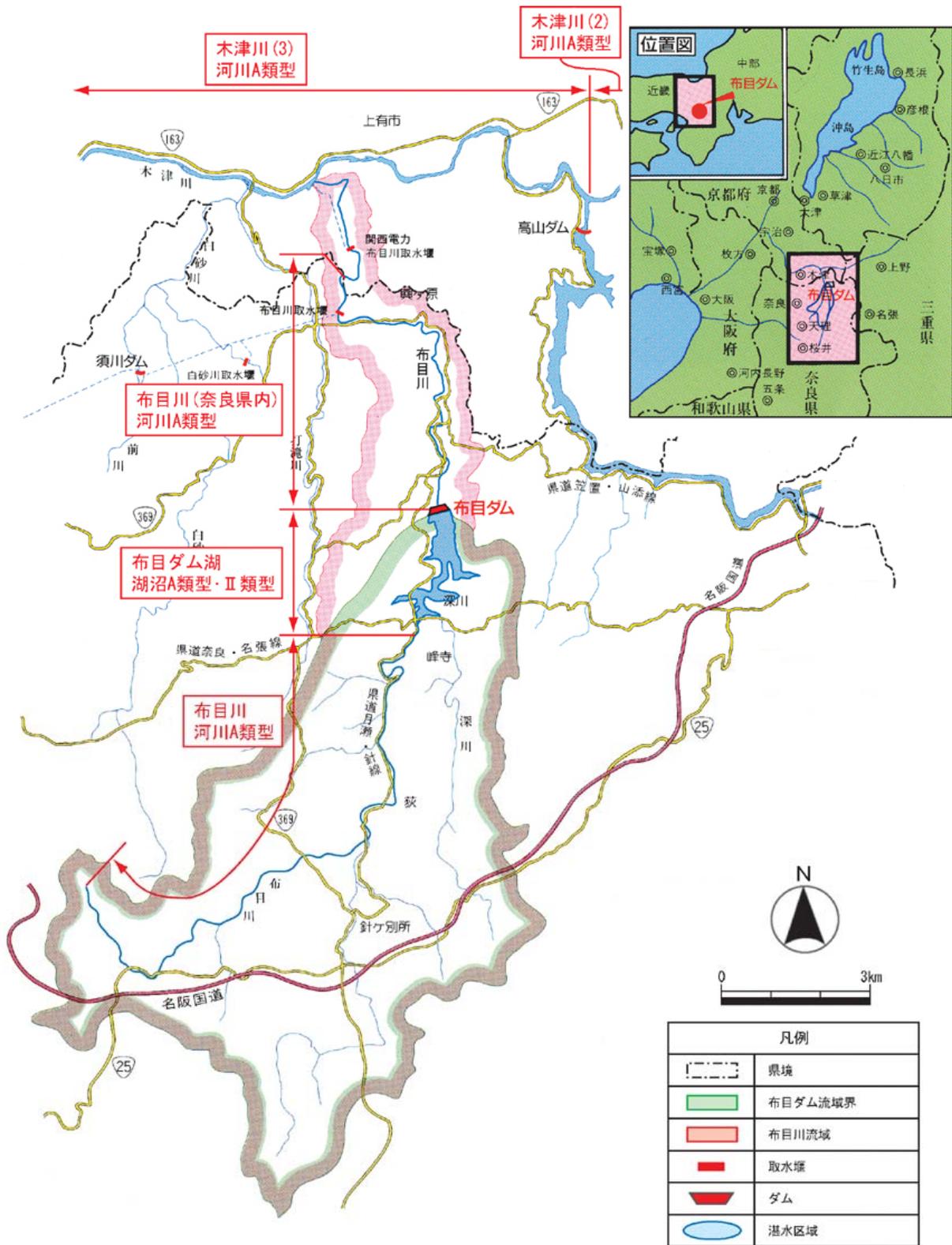


図 5. 2. 1-1 布目ダム湖及び布目川における環境基準の指定状況

5.2.2 水質調査地点

布目ダムにおいては、定期水質調査と水質自動観測装置による水質調査が行われている。

定期水質調査地点は、図 5.2.2-1 に示すとおり、流入河川（布目川流入地点（押谷橋）NO. 300、深川流入地点（古川橋）NO. 301、貯水池内（網場地点 NO. 200、副ダム地点 NO. 201、補助地点 NO. 202）、下流河川（放流口地点 NO. 100）の 6 地点である。

水質自動観測装置による水質調査地点は、図 5.2.2-1 に示すとおり、流入河川（布目川の峰寺地点）、貯水池（ダムサイト地点）及び放流口の 3 地点である。

また、ダム下流河川において、奈良県による公共用水域水質調査地点の鷺千代橋地点があり、布目川（河川A類型）の環境基準点である。

ダム下流の布目川への流入支川はない。

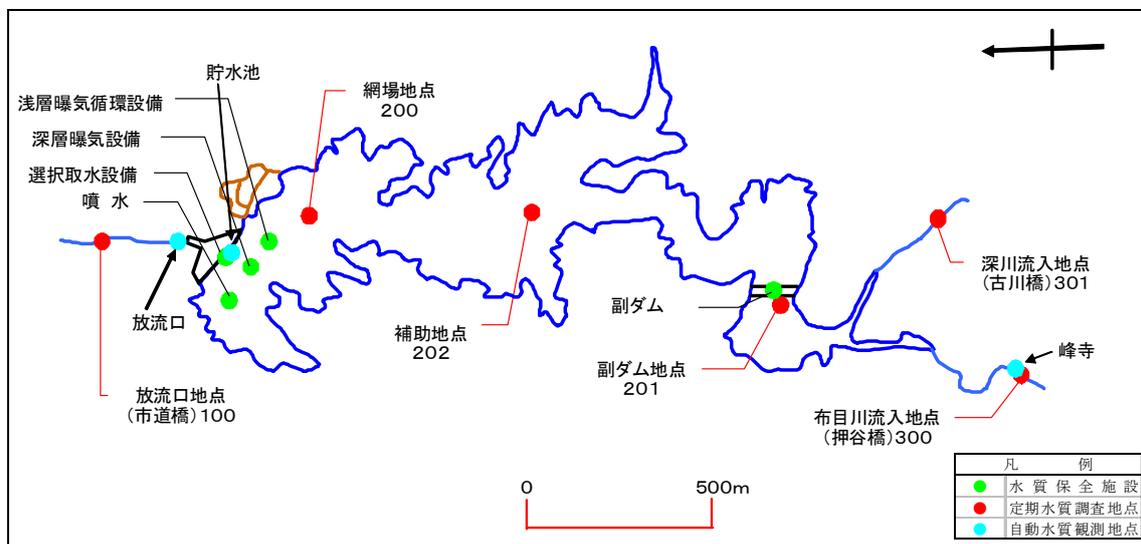


図 5.2.2-1 布目ダム水質調査地点

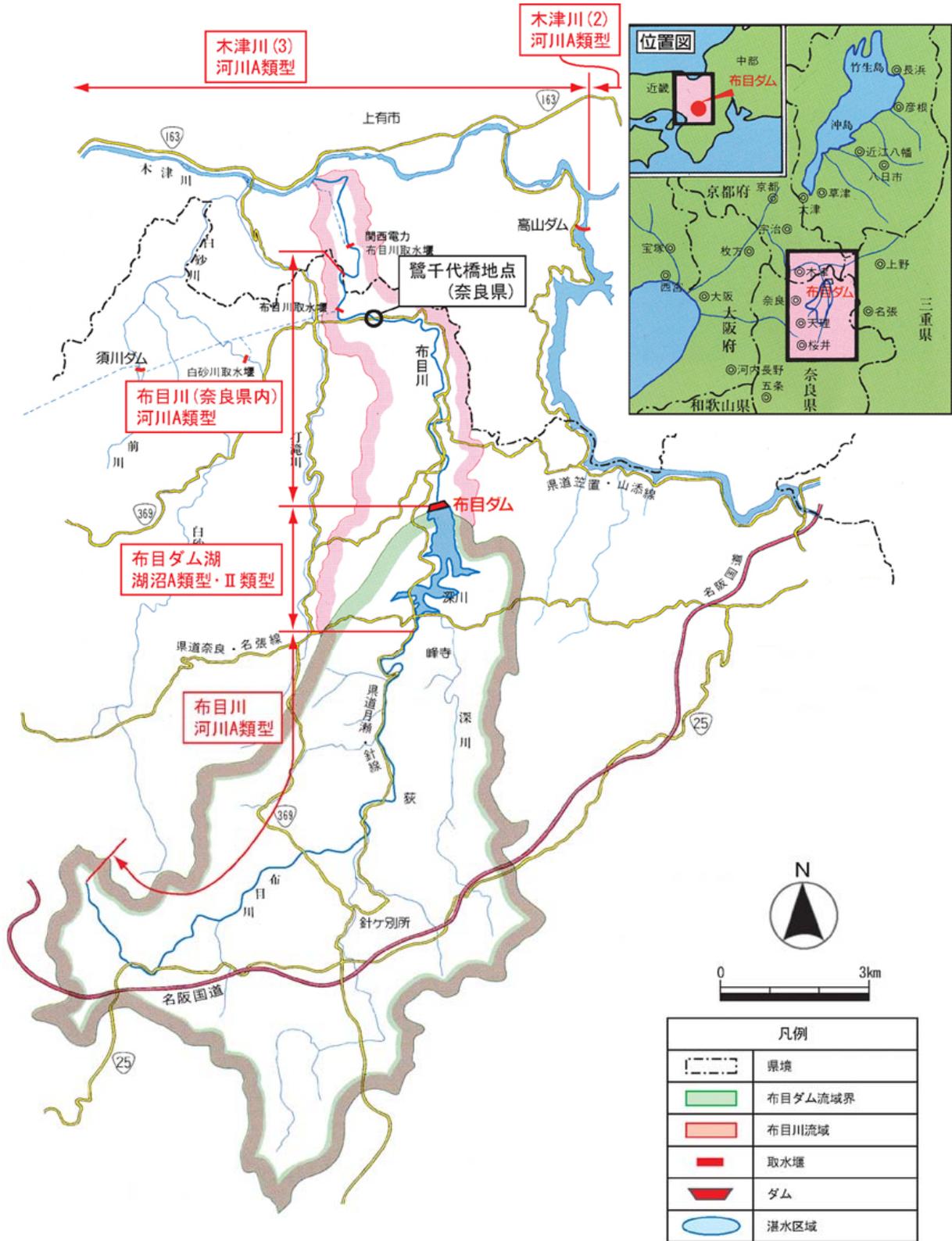


図 5. 2. 2-2 布目ダム下流の公共用水域水質調査地点

5.2.3 水質調査実施状況

布目ダムでは、水質調査に関して、水質自動観測装置による観測と定期調査を実施している。水質自動観測装置による観測状況について表 5.2.3-1 に、定期調査の実施状況について表 5.2.3-2～4 に示す。

表 5.2.3-1 布目ダム水質自動観測装置の観測項目・観測頻度

位置	調査項目	観測（記録）頻度	計測位置	備考
流入河川 (布目川；峰寺)	水温、濁度	1回/分		平成15年～観測開始
貯水池 (ダムサイト)	水温、濁度、電気伝導度、 DO、pH、クロロフィル a	3回/日 (7, 15, 23時)	0.5m毎 (表層～EL. 243.0m)	クロロフィル a は 平成18年3月7日～観測開始
放流口	水温、濁度、電気伝導度、 DO、pH	8回/日 (2, 5, 8, 11, 14, 17, 20, 23時)		

表 5.2.3-2 布目ダム定期水質調査実施状況（貯水池基準地点（網場）；NO.200）

地点	項目	年															
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
ダム貯水池 基準地点 （網場） NO.200表層 （水深0.5m）	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	(3)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		2MIB	×	×	×	×	(3)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	水道水源 関係項目	ジェオスミン	×	×	×	×	(3)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
植物プランクトン		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
その他 糞便性大腸菌群数		×	×	×	×	×	×	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	
ダム貯水池 基準地点 （網場） NO.200中層 （1/2水深）	一般項目	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MIB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	ジェオスミン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
植物プランクトン		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他 糞便性大腸菌群数		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ダム貯水池 基準地点 （網場） NO.200底層 （底上1.0m）	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MIB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	ジェオスミン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
植物プランクトン		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他 糞便性大腸菌群数		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

数値は年間の測定回数を示す。12：毎月1回、4：2,5,8,11月、×：観測なし。()は4月以降の調査である。

布目ダム試験湛水終了後の平成4年1月以降の調査状況を整理した。

H4年1月～H5年3月は、表層、底層の他に、水深5,10,30mで調査を行っているが、1/2水深ではないことから中層として整理を行わない。

ダム貯水池基準地点（網場NO.200）においては、以下の項目についての調査も実施している。

- ・健康項目：平成8年8月より、年2回（2,8月）測定（表層）
- ・底質項目：下表のとおり実施。

底質項目	調査実施状況
強熱減量、COD、総窒素、総リン、硫化物、鉄、マンガン	H4～H13は年4回(2,5,8,11月), H14は年2回(2,8月), H15以降は年1回(8月)。
カドミウム、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン	H8より、年1回(8月)調査を実施している。

※水質調査項目の詳細は下表のとおりである。

一般項目	透明度、水色、臭気、水温※、濁度※、電気伝導度※
形態別 栄養塩項目	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、オルトリン酸態リン、溶解性総リン、溶解性オルトリン酸態リン
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素

※一般項目の水温、濁度、電気伝導度、並びに生活環境項目のDOは、貯水池内基準地点（網場）において鉛直方向0.1m、0.5m、1m以下は1mピッチで底上1mまで計器測定を実施。

表 5.2.3-3 布目ダム定期水質調査実施状況（副ダム地点；NO.201、補助地点 NO.202）

地点	項目	年															
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
副ダム地点 NO.201	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		フェオフィチンa	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	形態別栄養塩項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MIB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		ジエオキシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		植物プランクトン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
その他	糞便性大腸菌群数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	1	×	×	×	×	
補助地点 NO.202	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	×	×	×	×	×	×	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	×	×	×	×	×	×	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	×	×	×	×	×	×	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		フェオフィチンa	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	形態別栄養塩項目	×	×	×	×	×	×	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MIB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		ジエオキシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		植物プランクトン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
その他	糞便性大腸菌群数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

数値は年間の測定回数を示す。12：毎月1回、×：観測なし。()は4月以降の調査である。

布目ダム試験湛水終了後の平成4年1月以降の調査状況を整理した。

副ダム地点（NO.201）においては、以下の項目についての調査も実施している。

- ・底質項目：下表のとおり実施。

底質項目	調査実施状況
強熱減量、COD、総窒素、総リン、硫化物、鉄、マンガン	H7年5月より調査を実施。 H7～H13は年4回(2, 5, 8, 11月), H14は年2回
カドミウム、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン	H10より、年1回(8月)調査を実施している。

表 5.2.3-4(1/2) 布目ダム定期水質調査実施状況
(布目川流入地点 ; NO. 300、深川流入地点 ; NO. 301、放流口地点 ; NO. 100)

地点	項目	年															
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
流入河川 (布目川 流入) NO. 300	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MTB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	ジエオキシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		植物プランクトン	12	12	12	12	12	(3)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	糞便性大腸菌群数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
流入河川 (深川 流入) NO. 301	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MTB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	ジエオキシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		植物プランクトン	12	12	12	12	12	(3)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	糞便性大腸菌群数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
下流河川 (放流口) NO. 100	一般項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生活環境 項目	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	富栄養化 関連項目	大腸菌群数	(9)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		総リン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	形態別栄養塩項目	フェオフィチンa	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		トリハロメタン生成能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		2MTB	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水道水源 関係項目	ジエオキシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		植物プランクトン	12	12	12	12	12	(3)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	糞便性大腸菌群数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

数値は年間の測定回数を示す。12：毎月1回、×：観測なし。()は4月以降、もしくは3月までの調査である。
布目ダム試験湛水終了後の平成4年1月以降の調査状況を整理した。